（電波法施行規則の一部改正）

第三条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

二の三　地上一般放送局　地上一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。）を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

第四条の四第二項第一号中「含む」の下に「。）及び地上一般放送局（地上一般放送を行う実用化試験局を含む」を加える。

第六条の四第七号中「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）」を削る。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　地上一般放送局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）　一年

第八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

第十一条第三項第四号中「該当するもの」の下に「、エリア放送の業務を行う者が開設するもの」を加える。

第十一条の二の五第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　地上一般放送局

第四十一条の二の六第三号の次に次の一号を加える。

三の二　地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

第四十二条の二の表二の項中「基幹放送局及び固定局」を「固定局、基幹放送局及び地上一般放送局」に改める。

第五十一条の九の六に次の一号を加える。

三　法別表第六の九の項に掲げる無線局のうち、エリア放送を行うもの

第五十一条の十五第一項第一号⑴中「固定局」の下に「、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）」を加える。

第五十二条に次の一項を加える。

5　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、総務大臣が別に告示するところによる。

第五十二条の三に次の一項を加える。

4　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

別表第一号の二の二の表5の項中「気象援助局」を「地上一般放送局、気象援助局」に改める。

別表第一号の二の四注3⑵の表を次のように改める。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	ＦＸ	無線呼出局	ＲＰ	宇宙局	ＭＥ
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	ＢＢ	陸上移動中継局	ＦＢＲ	衛星基幹放送局	ＥＶ
特定地上基幹放送局	ＢＣ	陸上移動局	ＭＬ	衛星基幹放送試験局	ＥＢＥ
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	ＢＤ	無線航行陸上局	ＲＬ	人工衛星局	ＥＫＴ
特定地上基幹放送試験局	ＢＥ	無線標定陸上局	ＬＲ	実験試験局	ＥＸ
地上一般放送局	ＢＧ	無線標識局	ＲＢ	実用化試験局	ＤＶＴ
海岸局	ＦＣ	海岸地球局	ＴＩ	気象援助局	ＳＭ
航空局	ＦＡ	航空地球局	ＴＢ	標準周波数局	ＳＳ
基地局	ＦＢ	携帯基地地球局	ＴＹＰ	特別業務の局	ＳＰ
携帯基地局	ＦＰ	地球局	ＴＣ		

（無線局免許手続規則の一部改正）

第四条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　地上一般放送局

第四条第二項の表二の項中「非常局」を「地上一般放送局、非常局」に改める。

第八条第一項の表一の項中「基幹放送局」の下に「、地上一般放送局」を加える。

第十条の三の表七の項中「特定実験試験局」を「地上一般放送局及び特定実験試験局」に改める。

第十六条第一項第六号中「開設する無線局」の下に「（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）」を加える。

第十七条第一項中「一年を超えない期間、」の下に「地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び」を、「一年以内である無線局」の下に「（地上一般放送局を除く。）」を加える。

別表第二号第1の注27⑷の表中「超えるの」を「超える」に改め、同表注29⑴中「注26」を「注30」に改める。

別表第二号第2の表題中「非常局」を「地上一般放送局、非常局」に改め、同表注25中⑼を⑽とし、⑻の次に次のように加える。

⑼　エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類を添付すること。

別表第二号の二第2の表題中「非常局」を「地上一般放送局、非常局」に改め、同表注22⑸中「欄は、」の次に「地上一般放送局及び」を加える。

別表第四号中9を10とし、8の次に次のように加える。

9　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

（無線局運用規則の一部改正）

第五条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「地上基幹放送局の運用（第百三十八条―第百三十九条の二）」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用（第百三十八条―第百三十九条の二）」に改める。